政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について(契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和7年7月9日

石川県知事 馳 浩

- 1 随意契約する内容
 - (1) 調達物品(役務)名 令和6年度 石川県歳入歳出決算審査意見書 基金の運用状況審査意見書 ほか2件
 - (2) 調達物品(役務)の規格・数量等 仕様書のとおり ※ 仕様書は監査委員事務局にて閲覧
 - (3) 納入期限(履行期間) 令和7年9月3日(水)
 - (4) 発注所属及び納入場所

住 所: 金沢市鞍月1丁目1番地

所 属 : 監查委員事務局

連絡先: TEL 076-225-1863 FAX 076-225-1864

- 2 契約相手方の選定基準
 - (1) 石川県内に所在すること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者。
 - ① 障害者支援施設
 - ② 地域活動支援センター
 - ③ 障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)
 - ④ 小規模作業所
 - ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者
- 3 契約相手方の決定方法
 - (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
 - (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。
- 4 見積書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和7年7月15日(火)15時

(2) 提出先

住 所 : 金沢市鞍月1丁目1番地

所 属 : 総務部管財課

連絡先: TEL 076-225-1262 FAX 076-225-1264